

発議第3号

所 管 事 務 調 査 に つ い て

地方自治法第109条第2項の規定に基づき、次のとおり所管事務調査を行う。

平成29年9月29日

宗像市議会議長 花田 鷹人 様

提案者	宗像市議会議員	北崎 正則
賛成者	宗像市議会議員	井上 正文
賛成者	宗像市議会議員	石松 和敏
賛成者	宗像市議会議員	新留久味子
賛成者	宗像市議会議員	小島 輝枝
賛成者	宗像市議会議員	森田 卓也
賛成者	宗像市議会議員	小林 栄二

記

1 調査目的 社会常任委員会の所管に属する事務の調査及び資料の収集を行い、今後の委員会活動に活用するため

2 調査者 社会常任委員会委員 7人

3 調査先及び調査事項

調査先	調査事項
滋賀県草津市	スポーツ推進の取り組みについて
京都府宇治市	初期認知症総合相談支援事業について
滋賀県野洲市	生活困窮者支援事業について

4 調査期間 平成29年10月17日(火)から
平成29年10月19日(木)まで 3日間

5 調査方法 社会常任委員会による出張調査

6 予 算 700千円(1人あたり100千円)